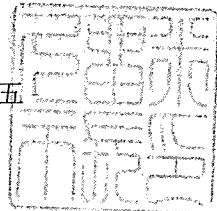


久留米市公告第 102 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、本業務委託の条件付き一般競争入札を実施する際に必要な事項等について次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 14 日

久留米市長 原口 新五



(入札参加資格)

第 1 条 入札に参加する者は、あらかじめ公告に基づく発注表（以下「発注表」という。）において示した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出締切時点（以下「締切時点」という。）で、発注表に定める必要な入札参加資格を満たしていること。要件を満たさない者の入札は無効とする。

2 前項各号に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次の各号に掲げる関係を有する場合については、当該関係を有する者の中 1 者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する 2 者以上の者から入札があつた場合には、全ての入札を無効とする。

(1) 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合（ただし、その者が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手續が存続中の会社である場合を除く。）

(2) 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手續が存続中の会社である場合を除く。）

ア 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) 前2号に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の公正さが阻害されると認められる場合

(設計図書等の入手)

第2条 入札参加者は、久留米市ホームページより仕様書及び対象建築物等リスト（以下「設計図書等」という。）を入手するものとする。

(設計図書等に関する質問及び回答)

第3条 設計図書等に対して質問がある場合は、発注表に定める質問書受付期間及び受付場所に書面により提出するものとする。様式は久留米市ホームページにおいて入手するものとする。

- 2 前項の質問に対する回答は、質問者に対して電子メール等で行う。ただし、質問内容によっては、久留米市ホームページに掲載することもある。

(入札の中止等)

第4条 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

- 2 予算その他本市の事情により、当該手続の中止又は当該手続により行うこととなつた当該業務の見積合わせを中止することがある。

(入札方法)

第5条 入札方法は、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）とし、発注表において指定する。

- 2 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者を問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載しなければならない。

- 3 入札の執行回数は1回とする。

(入札の辞退)

第6条 入札の辞退は自由とする。郵便入札については、開札までに久留米市都市建設部建築指導課（以下「建築指導課」という。）に辞退届を提出しなければならない。

(入札書の引換えの禁止)

第7条 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）及び入札金額積算内訳書の引換えをすることができない。ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書及び入札金額積算内訳書の引換えを認める。

(1者入札の取扱い)

第8条 入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

(開札の立ち会い)

第9条 郵便入札については、入札参加者のうち希望者を立会人として建築指導課が指名し、立ち会わせる。ただし、希望者がいないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせる。

2 前項の場合において、建築指導課が指名した者以外の入札室への立ち入りは認めない。

(落札者の決定)

第10条 予定価格の範囲内で最低価格で入札した者（最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格未満で入札した者を除く）を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

2 前項の規定により落札候補者となった者については、発注表に記載する入札参加資格について審査を行う。

3 前項の規定による審査の結果、必要な資格を満たしていると認めた場合は、落札候補者を落札者とし、必要な資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、入札における次順位の者を落札候補者として審査し、落札者が決定するまで行う。

(落札制限)

第11条 次の各号に該当する場合は、落札候補者の入札を無効とする。

(1)久留米市又は久留米市企業局が発注した手持ち制限工事(※1)のうち、同一業種の手持ち工事(※2)の合計が2件以上ある場合。

(※1)手持ち制限工事とは、土木一式、建築一式、電気、管、塗装及び造園工事のうち、総合評価方式を除く一般競争入札により発注したもの。

(※2)手持ち工事とは落札者となっている工事及び契約締結後完成届提出前の工事のことをいう。

(2)同一業種で、同一開札日に2件目の落札候補者となった場合。

(入札結果の通知)

第12条 第10条第3項の規定による落札者に対して、速やかにその旨を通知するとともに、契約締結についての要件を通知する。

(落札決定の取消し)

第13条 落札者が第1条第1項各号のいずれかの要件を満たしていない場合又は同条第2項各号のいずれかに該当していることが、契約を締結するまでの間に判明した場合は、当該落札決定を取り消すことがある。

(暴力団排除措置)

第14条 落札者は、契約時に建築指導課指定の暴力団排除に係る条項を記載した誓約書に記名押印し、提出しなければならない。ただし、既に当該誓約書を提出している場合はこの限りではない。

(その他)

第15条 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札参加者は、本公告以外に発注表、契約事務規則その他契約関係規程（久留米市ホームページに掲載）を熟読したうえで、入札しなければならない。